

ふるさと納税の返礼品を登録してみませんか？

役場では、町にふるさと納税をしていただいた方に贈る返礼品を募集しています。

ふるさと納税制度は年々注目を集めており、全国の令和4年度の寄附件数は 5,184 万件、寄附総額は 9,654 億円となりました。

一方で、令和元年度からは、返礼品に関する新たな規制が設けられ、一部の自治体が行っていた、外資系大企業の商品券や高額な家電製品のような、その地域に縁もゆかりもない商品を返礼品とすることはできなくなりました。これにより、今まで以上に各自自治体における創意工夫が求められております。

当町においては、これまで一貫して町の特産品等のみを返礼品としてまいりました。おかげさまで、制度開始からこれまで、町外にお住まいの 2,800 名以上の方々から寄附をいただいております。

今後、ふるさと納税の一層の取組を推進するに当たり、役場としては、返礼品制度を寄附に対する単なる謝礼に留まらず、町の魅力ある商品や体験を、町外の方に PR する場として、事業者の皆様にご活用していただきたいと考えております。

事業者様におかれましては、ぜひ、このご案内をご一読いただき、返礼品の登録につきましてご検討いただけますと幸いです。

上松町役場 企画財政課 企画政策係

ふるさと納税制度について

ふるさと納税は、「納税」という表現がされていますが、実際には「寄附」制度です。

自分が生まれ育ったふるさとや、旅先で訪れた思い出深い場所など、居住していないけれど応援したい自治体に寄附を行うと、寄附額から 2,000 円を引いた額について、所得税と住民税から還付・控除を受けることができます。

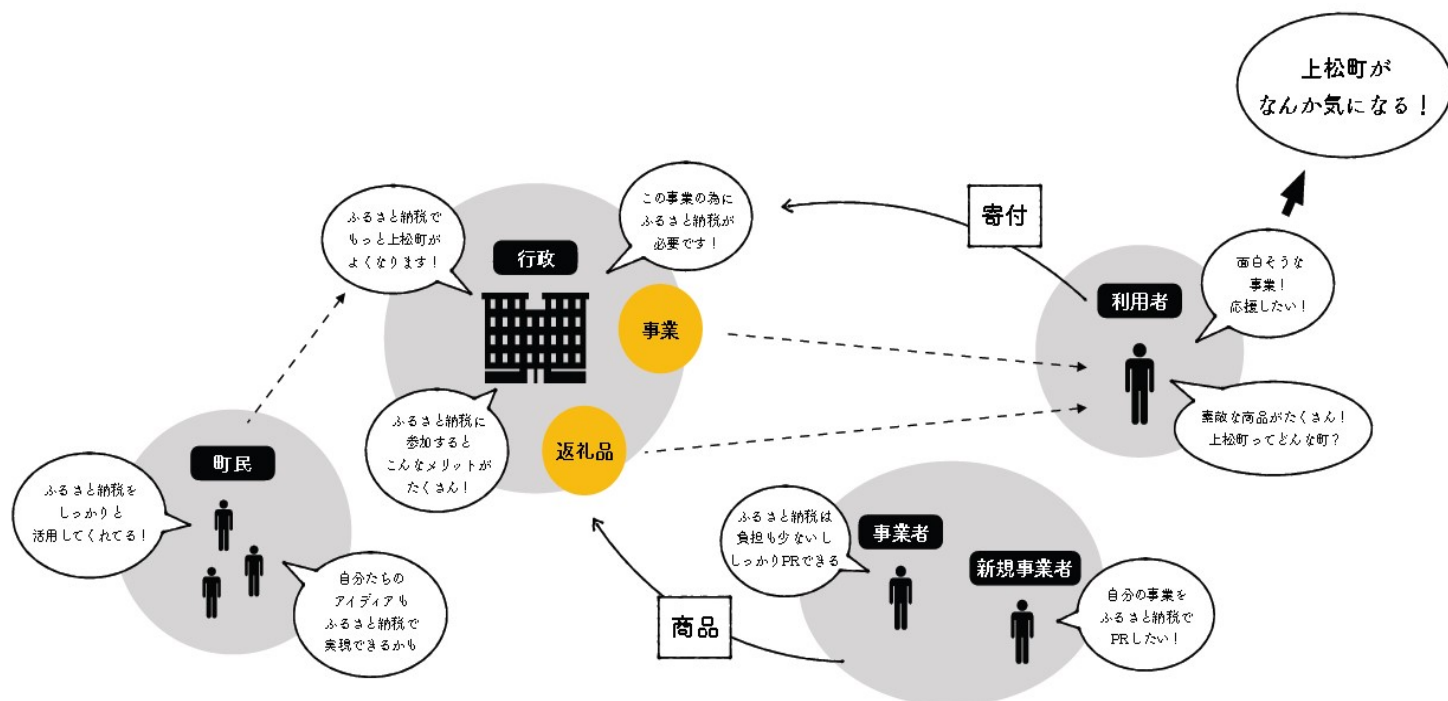
還付・控除が受けられる金額には上限がありますが、寄附する自治体や、寄附金の使途を自分で選べるのが大きな特徴となっており、後述する返礼品の存在と相まって、年々利用者は増加しています。

一方で、自治体間の競争も過熱し、税收確保のため高額な返礼品を用意するなど、制度本来の目的を見失った市町村も現れ、社会問題になりました。

このような状況の中、上松町では、ふるさと納税のあるべき姿として、

- ①「町民・支援者の気持ちに応えるふるさと納税」
- ②「上松町の魅力を伝える(町を身近に感じる、ファンをつくる)ふるさと納税」
- ③「事業者のPR・発展のきっかけとなるふるさと納税」

の3つを柱に据え、取り組みを進めています。



返礼品とは？

ふるさと納税により寄附があった際、寄附をいただいた方への感謝の気持ちを表し、地元の名産品などを「返礼品」として送っています。

返礼品の内容は食品や工芸品などのほか、ホテルや観光施設の利用券など多岐にわたり、自治体にとっては地域の名産品や産業を全国に発信できる貴重な機会となっています。

返礼品に登録できるもの

返礼品は、総務省の告示により、地場産品基準を満たしたもののみに定められています。地場産品の該当条件は細かく定められているため、新たな返礼品の登録に際しましては一度役場にご相談ください。なお、町外の事業者様であっても、取り扱う返礼品が地場産品に該当する場合にはご登録いただけます。

・上松町内で生産されたもの

- ：町内で収穫された野菜
- ×：町外で収穫された野菜

・上松町内で原材料の主要な部分が生産されたもの

- ：町内産の木材を9割以上使用し、町外で製作された家具
- ×：町内産の野菜を5割程度使用し、町外で製造された漬物

・上松町内において、製造や加工の主要な部分を行っているもの

- ：町外産の木材を使用し、町内で製作された家具
- ：町外産の野菜を使用し、町内で製造された漬物
- ×：町外で製作され、町内でラベル貼りや梱包のみおこなった家具

・上松町内で提供されるサービス等

町内で提供される役務であること、かつ、役務の内容が町と関連性のあるものに限る。

- ：町内の施設で使用できる利用券や宿泊券、お食事券（地場産品とのみ交換可能なもの）
- ×：町内の施設で使用できる利用券やお食事券（地場産品以外とも交換可能なもの）
- ×：散髪、クリーニング、スポーツジム、英会話教室など日常生活にかかるサービス

・地場産品とそれに付帯するものをセットで提供することも可能

提供される返礼品全体の調達費用のうち、地場産品の割合が7割以上である必要あり。

返礼品登録によるメリット

・インターネットを活用した、商品・サービスのPRを無料で行うことができます

返礼品を登録することで、町のホームページのほか、ふるさと納税業務委託事業者(※)が運営するふるさと納税サイト「さとふる」「ふるさとチョイス」「楽天」に、返礼品の画像や商品名、事業者名などを掲載できます。いずれも日本最大級のふるさと納税サイトで、日本全国へ商品やサービスをPRすることが可能です。

また、上記ふるさと納税サイトを經由し、Yahoo ショッピング、PayPay モール、LINE ショッピング、auPAY ショッピング、セゾンのふるさと納税へも掲載されます。

登録やホームページへの掲載に係る費用は一切無料となっています。

(さとふるへの掲載イメージ)



※ふるさと納税業務委託事業者について

町では、ふるさと納税の募集や返礼品の発送等に係る業務の一部を下記の事業者にて委託しております。

- 株式会社さとふる 東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 13F
- 株式会社トラストバンク 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

・返礼品発送時に自社のパンフレット等を同梱することで、販売促進やPRが可能です

※返礼品の価格が分かるカタログなど、一部同梱できないものがあります。

・返礼品が雑誌等で紹介される場合があります

町が新聞や雑誌の広告等でふるさと納税の広報をする際、返礼品の画像、商品名、事業者名を紹介させていただく場合があります。

返礼品申込み～発送までの事務の流れ

ふるさと納税の受付について、町では、インターネットを利用したふるさと納税サイト（さとふる、ふるさとチョイス、楽天）からの申込みのほか、郵送・FAXによる役場への直接申込みを行っております。それぞれの場合の寄附申込みから返礼品発送までの流れは次のとおりです。

なお、いずれの場合も、事業者様において寄附者の個人情報を扱うことはありません。

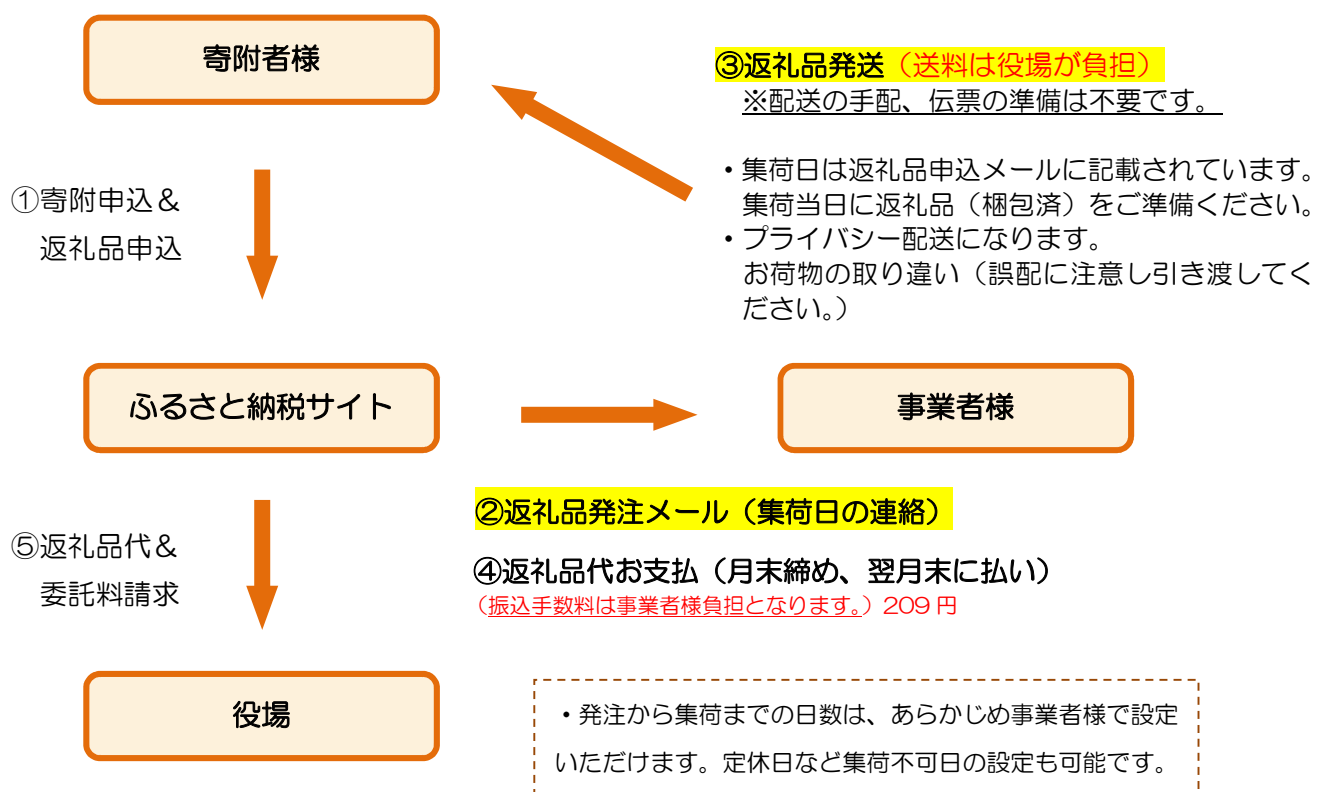
・ふるさと納税サイトからの申込みの場合

寄附者から返礼品の申込みがあった場合、さとふるから事業者様へ集荷日の連絡が入ります。配送業者の手配及び伝票の作成はさとふるが行いますので、事業者様は返礼品の梱包等の準備をしていただき、配送業者が集荷に参りましたら、お荷物を配送業者へお渡ししてください。

また、返礼品代の支払いは、（※）さとふるから集荷月の翌月末に支払われます（請求書の作成は不要です）。なお、ふるさとチョイス・楽天ふるさと納税からの申し込みについても、事業者様とのやり取りは「さとふる」が代行して行います。

（ふるさと納税サイトに申込みがあった場合の発送までの流れ）

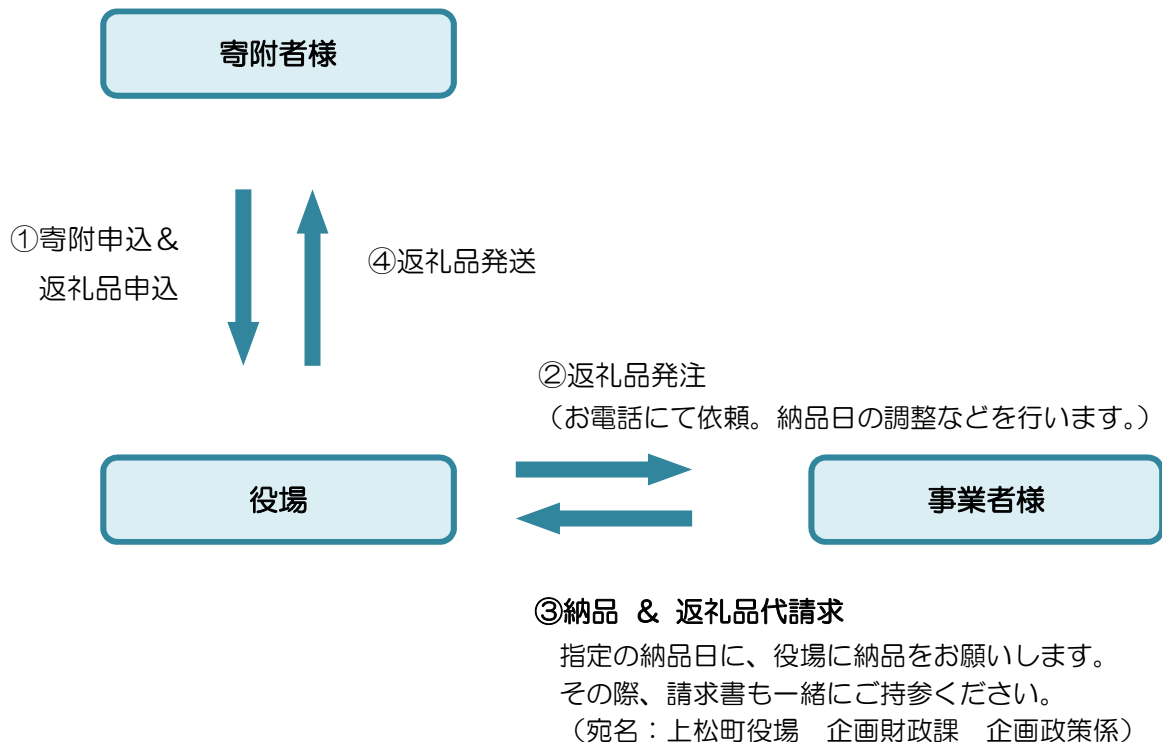
※③が事業者様に行っていただく事務です。



・役場への直接申込みの場合（ふるさと納税サイトに登録していない※）事業者様の場合）

寄附者からご登録いただいた返礼品の申込みがあった場合、役場から事業者様へ連絡させていただきます。返礼品の発送は役場で行いますので、事業者様は返礼品の用意ができましたら役場へお届けください。また、返礼品代については役場でお支払いしますので、役場あて請求をお願いします。

（役場に直接申込みがあった場合の発送までの流れ）※③が事業者様に行っていただく事務です。



※現在、当町への寄附（ふるさと納税）の99%がふるさと納税サイトからの申込みであることから、役場では、ふるさと納税サイトへの登録をおすすめしております

登録にかかる事業者の負担など

返礼品の登録は無料です。次のような点が負担となる場合があります。

・インターネット環境が必要です（※）

ふるさと納税サイトへの登録や連絡はインターネットと電子メールで行います。電子メールのやり取りができるインターネット環境が必要です。

※ふるさと納税サイトへの登録を希望しない場合（役場への直接申込のみ受け付ける場合）は、インターネット環境がなくても登録可能です。

・返礼品の在庫管理が必要になります

返礼品の確実な発送のため、在庫の一部をふるさと納税用として確保していただくなどの対応をお願いします。なお、ふるさと納税サイトではあらかじめ在庫数を登録し、それ以上の申込みは受けられないように設定することができます。

・梱包の際のルールがあります

ふるさと納税サイトでは、梱包についてのルールを設けていますので、これに従って梱包材を用意する必要があります。例えば緩衝材に新聞紙やチラシを使ったり、他製品の箱や使用済みの段ボール等を外箱としたりすることはできません。

・振込手数料のご負担があります

返礼品代金の入金は、月締めで「さとふる」より支払われます。その際の振込手数料については事業者様のご負担になります。

・返礼品の内容を変更する際は、その都度連絡や手続きが必要です

返礼品として登録していただいた商品等の価格や内容（パッケージ、容量、材料等）に変更が生じる場合、役場に連絡していただくとともに、ふるさと納税サイトでの変更手続きが必要です。

なお、価格を値上げした場合は、総務省告示で定める基準を上回らないよう、寄附金額の見直しをさせていただくことがあります。

・こまめなメールの確認をお願いします

発注連絡等、ふるさと納税サイトからの連絡は基本的にすべて電子メールで行われます。見落としのないよう、メールチェックは毎日行ってくださいようお願いいたします。

返礼品を登録したい場合はどうすればいいの？

①役場に連絡する

登録をお考えの場合は、電話またはメールにて、役場企画財政課企画政策係までご連絡ください。返礼品として予定している商品やサービスについて、地場産品の要件に該当するかや、寄附金額の設定をどうするかなどをヒアリングさせていただきます。「うちではどんな返礼品が提供できるだろう？」というような場合も一緒に考えていきたいと思いますので、お気軽にご相談ください。

②ふるさと納税サイトに連絡し、管理システムのログインID等を取得する

ふるさと納税サイトへの登録は、(株)さとふるの「事業者様向けお礼品管理システム」により行います(※)。さとふるに連絡すると、管理システムのURL及びログイン用のID等が送られてきます。なお、さとふるの連絡先は役場よりご案内します。

※ふるさとチョイス及び楽天ふるさと納税への情報掲載については、(株)さとふるが代行して行います。

③管理システムに、登録に必要な事項を入力する

「事業者様向けお礼品管理システム」に、事業者情報や返礼品情報など、必要な事項を入力します。なお、システムの操作マニュアルなどはシステム内からダウンロードできます。

入力に当たり、ご不明な点がございましたら役場でお手伝いさせていただきますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

④登録申請をする

「事業者様向けお礼品管理システム」への入力完了したら、システム上で登録申請を行います。併せて、役場に返礼品提供事業者登録申請書(様式第1号)を提出します。

役場では申請書と、システムに入力いただいた内容を確認し、承認となりましたら、承認決定通知を郵送でお送りします。

⑥登録完了

役場での承認後、順次ふるさと納税サイトで返礼品が公開・受付開始されます。申請から登録完了までは概ね1ヶ月ほどですが、混雑状況により前後する場合があります。

なお、町のホームページに掲載する返礼品情報につきましては、「事業者様向けお礼品管理システム」に入力いただいた内容をもとに役場で作成させていただきます。

その他、留意事項

- 返礼品の寄附金額設定については、総務省が示している基準に適合するよう、役場で設定させていただきます。大まかな目安については別紙を参照ください。なお、ふるさと納税サイトのシステム上、個別の寄附金額設定は応じかねますので、予めご了承ください。
- 農産物等、提供できる時期が限られるものを返礼品とすることも可能です。なお、「旬の野菜を年4回発送する」といった、1回の寄附に対し複数回返礼品を発送するもの（定期便）は、現時点では受け付けておりません。
- 登録した返礼品の掲載情報の修正や削除は随時可能です。また、返礼品の追加の登録も随時受け付けております。
- 医薬品、医療機器、毒劇物、爆発物（花火）、生き物（食用を除く）、消費期限が短い（3日以内）食品など、返礼品にすることができないものがあります。
- **お礼品の誤配や破損等が発生した場合は、速やかに役場までご連絡をお願いします。**
また、万が一寄附者様からのクレームや問い合わせ、ポータルサイトからの確認があった場合も同様に役場までお知らせください。
- ふるさとチョイス及び楽天ふるさと納税への情報掲載について、（株）さとふるが代行して行う関係上、連携できない返礼品があります。詳細については別紙「ふるさとチョイス・楽天ふるさと納税への掲載について」をご覧ください。

【お問い合わせ・ご相談は】

上松町役場 企画財政課 企画政策係

〒399-5601

長野県木曽郡上松町大字上松159-4

T E L : 0264-52-4901

F A X : 0264-52-1038

E - M a i l : machiduk@town.agematsu.nagano.jp